狩猟免許を受けていない場合であっても鳥獣の捕獲等をすることができることとされているところである。これらのことを踏まえ、地域の実情に応じて、銃器の使用以外の方法を有効に活用するものとする。

また、ＩＣＴ（情報通信技術）等を活用したわなの利用や、大量捕獲技術の導入を行うなど、捕獲技術の高度化を図るものとする。

(2)・(3)　（略）

5　侵入防止柵の設置等による被害防止

(1)　効果的な侵入防止柵の設置

各地域においては、侵入防止柵の設置等により農地や森林への鳥獣の侵入を防止する取組が多く実施されているものの、個人を単位とした点的な対応にとどまり、地域全体として十分な侵入防止効果が得られていない事例や、侵入防止柵の設置後の管理が不十分であるために、その効果が十分発揮されていない事例等が見られるところである。また、侵入防止柵によって鳥獣の移動経路や行動範囲を一定程度制限できることから、侵入防止柵とわなを一体的に設置する等捕獲対策との連携を図ることが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、市町村等地域全体による組織的な対応のほか、複数の都道府県及び市町村が連携した広域的な侵入防止柵の設置や捕獲に資する侵入防止柵の設置を推進するとともに、地域の農林業者等に対して、侵入防止柵の適切な設置方法や維持管理手法の普及等を推進する。

(2)　追払い活動等の推進

鳥獣の被害防止対策を進めるに当たっては、4による捕獲等、(1)による侵入防止柵の設置等に加え、特にニホンザルやカワウ等については、追払い活動や追上げ活動を行うことが有効である。

国及び地方公共団体は、ニホンザル等の対策における追払い犬の育成や、電波発信機を活用した追払い活動等を推進する。特に、追払い犬については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成十四年環境省告示第三十七号）において、適正なしつけ及び訓練がなされていること等を条件として、鳥獣による被害を防ぐ目的での犬の放飼いが認められていることも踏まえつつ、その活用を推進する。

なお、追払い活動等の実施に当たっては、他の地域に被害が拡大しないよう、近隣の地域との連携・協力に努める。

6　捕獲鳥獣の適正な処理

(3)　（略）

捕獲等をした鳥獣については、山野に放置しない等適切に処理を行う必要があるが、その処理については、鳥獣の捕獲数増加に伴う環境への悪影響、狩猟者の高齢化による埋設作業の負担増加、適切な処理施設の不足等が問題となっている場合がある。このため、国及び地方公共団体は、捕獲鳥獣の適切な処理方法の普及等を推進する。

狩猟免許を受けていない場合であっても鳥獣の捕獲等をすることができることとされているところである。これらのことを踏まえ、地域の実情に応じて、銃器の使用以外の方法を有効に活用するものとする。

また、ＩＣＴ（情報通信技術）等を活用したわなの利用や、シャープシューティング等の大量捕獲技術の導入を行うなど、捕獲技術の高度化を図るものとする。

(2)・(3)　（略）

5　侵入防止柵の設置等による被害防止

(1)　効果的な侵入防止柵の設置

各地域においては、侵入防止柵の設置等により農地や森林への鳥獣の侵入を防止する取組が多く実施されているものの、個人を単位とした点的な対応にとどまり、地域全体として十分な侵入防止効果が得られていない事例や、侵入防止柵の設置後の管理が不十分であるために、その効果が十分発揮されていない事例等が見られるところである。

このため、国及び地方公共団体は、市町村等地域全体による組織的な対応のほか、複数の都道府県及び市町村が連携した広域的な侵入防止柵の設置を推進するとともに、地域の農林業者等に対して、侵入防止柵の適切な設置方法や維持管理手法の普及等を推進する。

また、電気柵を設置する場合には、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）その他の関係法令の規定による安全基準に適合する電気設備とすること等により、安全の確保を図る。

(2)　追払い活動等の推進

鳥獣の被害防止対策を進めるに当たっては、4による捕獲、(1)による侵入防止柵の設置等に加え、特にニホンザルやカワウ等については、追払い活動や追上げ活動を行うことが有効である。

国及び地方公共団体は、ニホンザル等の対策における追払い犬の育成や、電波発信機を活用した追払い活動等を推進する。特に、追払い犬については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成十四年環境省告示第三十七号）において、適正なしつけ及び訓練がなされていること等を条件として、鳥獣による被害を防ぐ目的での犬の放飼いが認められていることも踏まえつつ、その活用を推進する。

なお、追払い活動等の実施に当たっては、他の地域に被害が拡大しないよう、近隣の地域との連携・協力に努める。

6　捕獲鳥獣の適正な処理

(3)　（略）

捕獲等をした鳥獣については、山野に放置しない等適切に処理を行う必要があるが、その処理については、鳥獣の捕獲数増加に伴う環境への悪影響、狩猟者の高齢化による埋設作業の負担増加、適切な処理施設の不足等が問題となっている場合がある。このため、国及び地方公共団体は、捕獲鳥獣の適切な処理方法の普及等を推進する。

狩猟免許を受けていない場合であっても鳥獣の捕獲等をすることができることとされているところである。これらのことを踏まえ、地域の実情に応じて、銃器の使用以外の方法を有効に活用するものとする。

また、ＩＣＴ（情報通信技術）等を活用したわなの利用や、大量捕獲技術の導入を行うなど、捕獲技術の高度化を図るものとする。

(2)・(3)　（略）

5　侵入防止柵の設置等による被害防止

(1)　効果的な侵入防止柵の設置

各地域においては、侵入防止柵の設置等により農地や森林への鳥獣の侵入を防止する取組が多く実施されているものの、個人を単位とした点的な対応にとどまり、地域全体として十分な侵入防止効果が得られていない事例や、侵入防止柵の設置後の管理が不十分であるために、その効果が十分発揮されていない事例等が見られるところである。

このため、国及び地方公共団体は、市町村等地域全体による組織的な対応のほか、複数の都道府県及び市町村が連携した広域的な侵入防止柵の設置を推進するとともに、地域の農林業者等に対して、侵入防止柵の適切な設置方法や維持管理手法の普及等を推進する。

また、電気柵を設置する場合には、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）その他の関係法令の規定による安全基準に適合する電気設備とすること等により、安全の確保を図る。

(2)　追払い活動等の推進

鳥獣の被害防止対策を進めるに当たっては、4による捕獲等、(1)による侵入防止柵の設置等に加え、特にニホンザルやカワウ等については、追払い活動や追上げ活動を行うことが有効である。

国及び地方公共団体は、ニホンザル等の対策における追払い犬の育成や、電波発信機を活用した追払い活動等を推進する。特に、追払い犬については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成十四年環境省告示第三十七号）において、適正なしつけ及び訓練がなされていること等を条件として、鳥獣による被害を防ぐ目的での犬の放飼いが認められていることも踏まえつつ、その活用を推進する。

なお、追払い活動等の実施に当たっては、他の地域に被害が拡大しないよう、近隣の地域との連携・協力に努める。

6　捕獲鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等

(3)　（略）

捕獲等をした鳥獣については、山野に放置しない等適切に処理を行う必要があるが、その処理については、鳥獣の捕獲数増加に伴う環境への悪影響、狩猟者の高齢化による埋設作業の負担増加、適切な処理施設の不足等が問題となっている場合がある。このため、国及び地方公共団体は、捕獲鳥獣の適切な処理方法の普及等を推進する。

また、花火（動物駆逐用煙火を含む。）を追払い活動に用いる場合には、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）その他の関係法令の規定に基づき、使用する製品の取扱説明書に従って、例えば直接手に持たず杭等に固定して使用すること、消火用水を備える等消火のための準備をすること、風向を考慮して安全な方向に向けて使用すること等により、安全の確保を図る。